

## 引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり、地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、令和3年度太良町一般会計予算において社会保障施策へ充当しています。

(歳入) 地方消費税交付金 187,273 千円  
 うち社会保障財源分 109,811 千円

(歳出) 235,466 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	子どもの医療費助成	26,040	5,557		40	20,443	12,000
社会保険	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	191,764				191,764	86,811
保健衛生	定期予防接種委託料	17,662	175		5,700	11,787	11,000
合計		235,466	5,732		5,740	223,994	109,811